

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 ー 定額法
- ・無形固定資産 ー 定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、社会福祉事業は拠点が一つのため作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、公益事業区分を設けていないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業区分を設けていないため作成していない。

(6) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ゆりの木の里拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

「相談支援事業」

「地域活動支援センター」

「日中一時支援事業」

「自立訓練（生活訓練）事業」

「共同生活援助事業」

「短期入所事業」

「就労移行支援」

「就労継続支援A型」

「就労継続支援B型」

(7) ゆりの木の里拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(8) ゆりの木の里拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊸））

ア 法人本部

イ 相談支援事業

ウ 地域活動支援センター

エ 日中一時支援事業

オ 自立訓練（生活訓練）事業

カ 共同生活援助事業

キ 短期入所事業

ク 就労移行支援

ケ 就労継続支援A型

コ 就労継続支援B型

(9) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	306,488,449		16,239,525	290,248,924
定期預金	1,000,000			1,000,000
合計	307,488,449	0	16,239,525	291,248,924

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	612,731,810	322,482,886	290,248,924
構築物	62,781,620	47,666,379	15,115,241
機械及び装置	7,018,130	3,703,421	3,314,709
車輛運搬具	5,457,066	3,759,597	1,697,469
器具及び備品	23,678,761	20,258,641	3,420,120
合計	711,667,387	397,870,924	313,796,463

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし